



宜野湾市消防本部からのご案内

防火管理制度について



～利用者・居住者・従業員等の安全・安心のために～

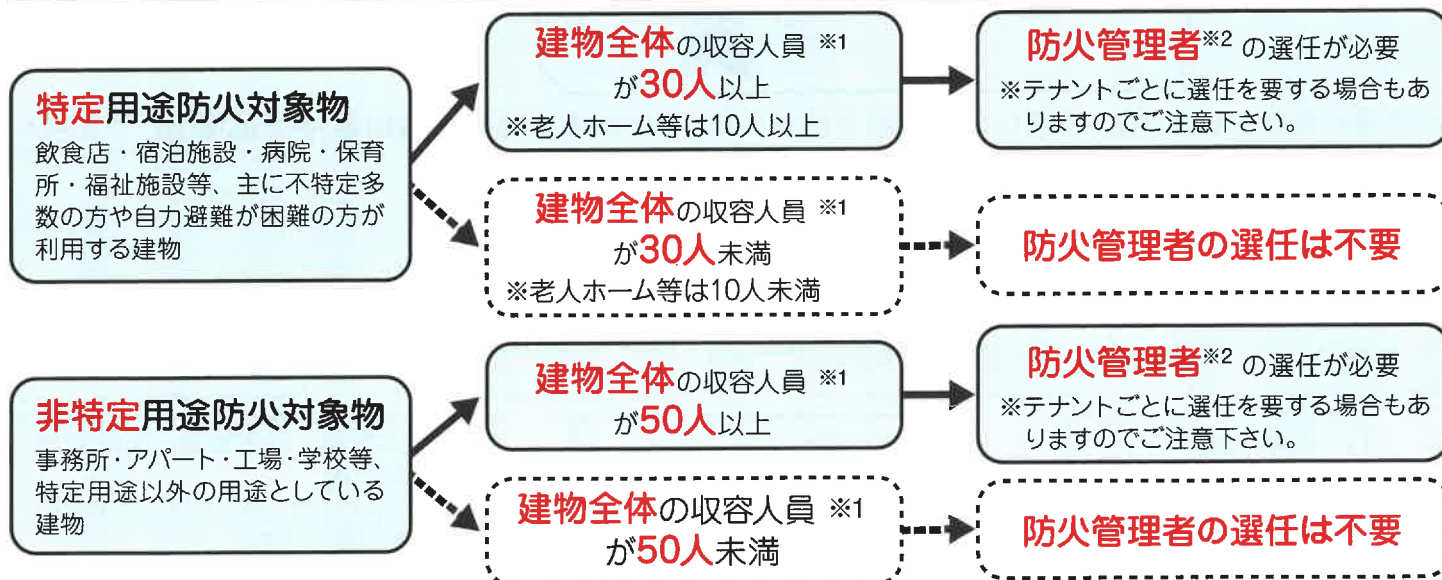
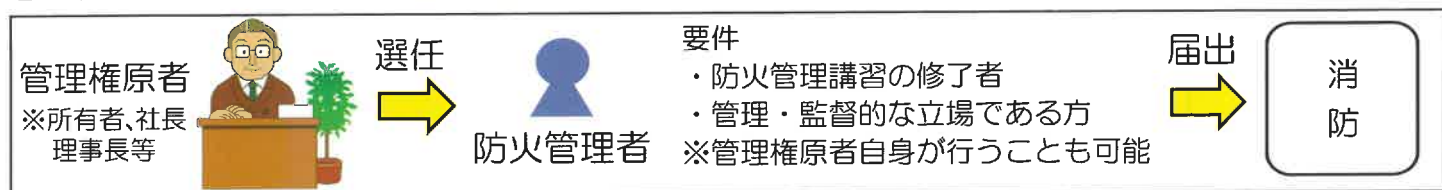
「防火管理」とは、火災の発生を未然に防止し、かつ、万一火災が発生した場合でも、その被害を最小限にとどめるため、必要な対策を立て、実行することです。

「自らの生命、身体、財産は自ら守る」

これが防火管理の原則です。しかし、過去の火災事例をみると、防火管理体制に不備があったために火災が発生、拡大して、尊い人命や貴重な財産が失われてしまった事例が多くあります。ご自身の財産、利用者や入居者、従業員等を守るためにも、**防火管理を実践**しましょう！

1. 防火管理者の選任

以下に該当する場合、消防法第8条により建物の管理権原者(所有者・事業主・賃借人等)は、自己の管理権原が及ぶ範囲において「**防火管理者**」を選任し、届け出る必要があります。



※1 収容人員の算定方法は消防法施行規則第1条の3により定められています。

詳しくは、消防本部予防課・消防署等へご相談下さい。

※2 防火管理者になるためには、**甲種又は乙種防火管理講習を受講する必要があります**。

詳しくは、消防本部予防課・消防署等へご相談下さい。

2. 消防計画の作成

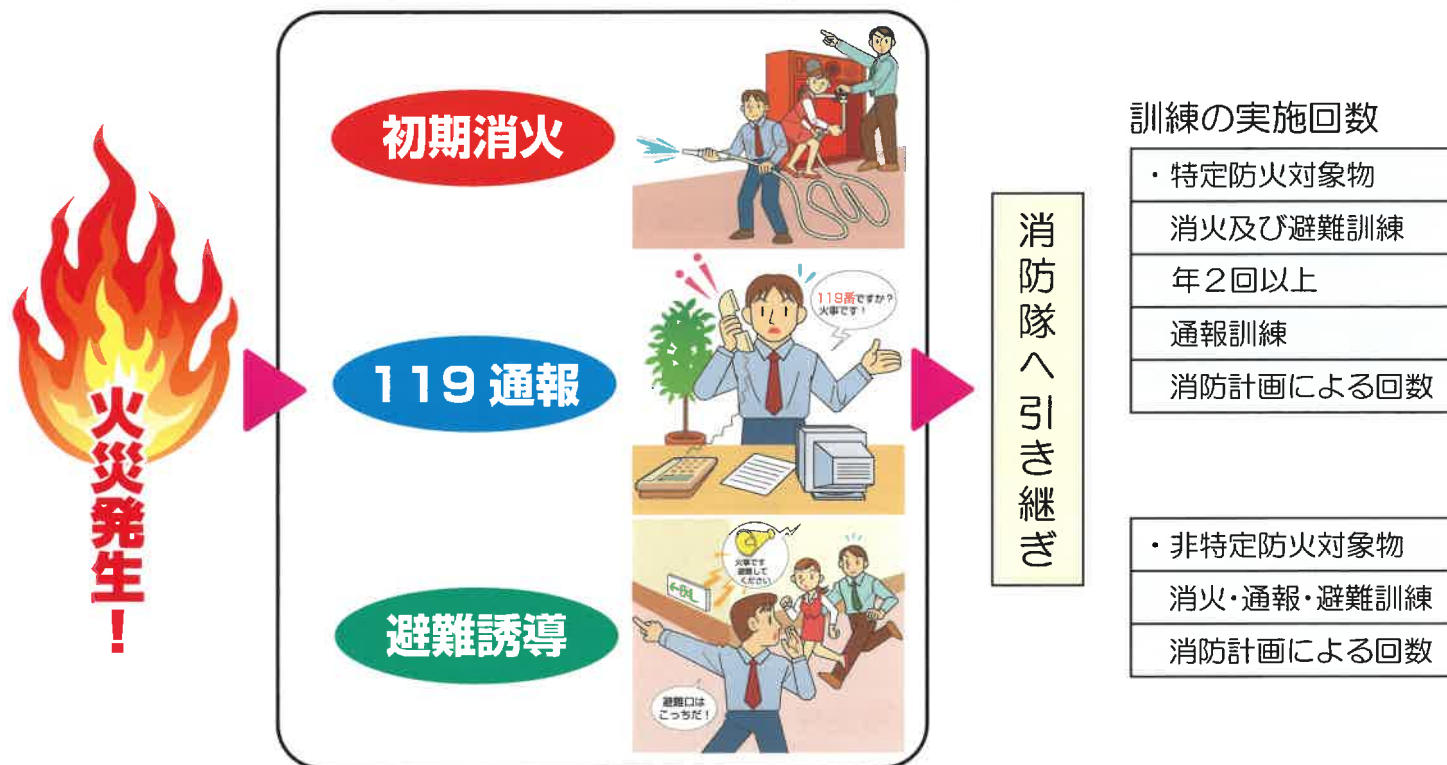
管理権原者から防火管理者に選任された防火管理者は、火災が発生しないように、また、万一発生した場合に被害を最小限にするため、あらかじめ「消防計画」を作成し、届け出ます。



3. 自衛消防訓練の実施

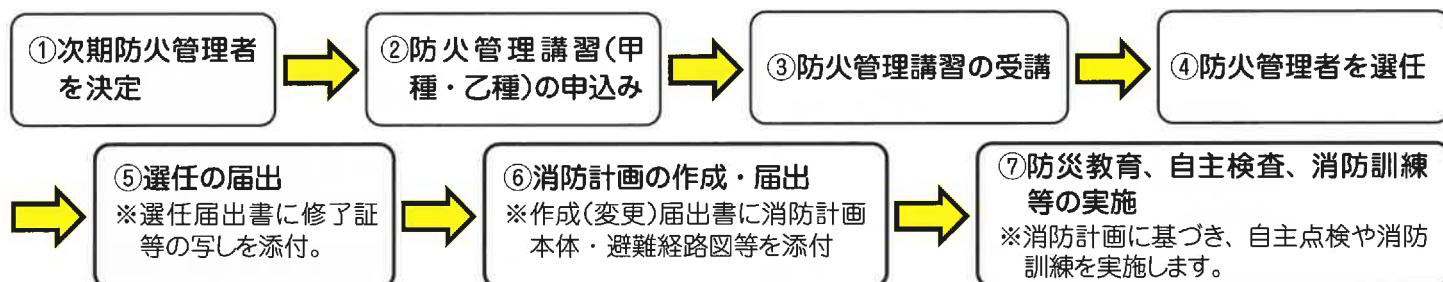
防火管理者は、火災が発生した場合の初期消火、119番通報、避難誘導の訓練を実施する義務があります。また、自衛消防訓練を実施する際は、事前に届け出る必要があります。

その他消防計画に基づく従業員に対する防災教育の実施、自主検査の実施が必要となります。



※訓練を実施する場合は、事前に消防本部予防課へ「防災訓練等実施計画通知書」を2部提出して下さい。
様式は消防本部ホームページよりダウンロード可能です。

防火管理業務の流れ



※届出書等は、消防本部予防課へ2部提出して下さい。

防火管理業務の実践へ!

統括防火管理制度

複数の管理権原者で構成される高層建築物や、テナントが複数入居する建物では、建物全体で相互協力する体制がないと、火災時に混乱を招き、避難に問題が生じてしまいます。

統括防火管理制度は、建物全体の一体的な防火管理を行うために、全ての管理権原者が協議して、建物全体の防火管理業務を統括する「統括防火管理者」を選任し、「全体についての消防計画」を定め、建物全体の訓練・防火管理上必要な業務を行うものです。



問い合わせ先：宜野湾市消防本部 ※届出に関することは予防課まで

予防課

☎098-892-1850

消防署

☎098-892-1199

我如古出張所

☎098-897-1210

真志喜出張所

☎098-890-4399